

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策（事業者向け）

名称	対象	説明	問合せ先
持続化給付金	売上が前年から半減した方に	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、給付金を支給します。 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方、令和2年1月～3月に創業した事業者の方も、新たに対象となります。 ・中小法人など：上限200万円、個人事業者など：上限100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金事業コールセンター（経済産業省） TEL:0120-279-292（新規申請） TEL:0120-115-570（8/31以前申請の方） ・持続化給付金申請サポート会場（浜松会場） TEL:0570-077-866（オペレーター対応） TEL:0120-835-130（自動受付フリーダイヤル）
家賃支援給付金	地代・家賃の負担を軽減したい方に	5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。	家賃支援給付金コールセンター（経済産業省） TEL:0120-653-930
雇用調整助成金	従業員の雇用の維持を図りたい方に	事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、雇用調整（休業）を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当などのうち最大10/10が助成されます。 ※この特例措置は令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間を1日でも含む賃金締切期間が対象です。	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金コールセンター（厚生労働省） TEL:0120-60-3999 ・静岡労働局職業対策課 TEL:054-653-6116 （1）浜松（浜松市のうち中区・東区・西区・南区） TEL:053-457-5161 （2）細江（浜松市のうち北区） TEL:053-522-0165 （3）浜北（浜松市のうち浜北区・天竜区） TEL:053-584-2233
小学校休業等対応助成金	従業員に子どもがいる方に	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、労働者に有給の休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。 ・2月27日～3月31日に取得した休暇分について 日額8,330円（上限） ・4月1日～9月30日に取得した休暇分について 日額15,000円（上限） ・申請期限 12月28日	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL:0120-60-3999
小学校休業等対応支援金	フリーランスで子どものいる方に	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金が支給されます。 （申請期間） ・仕事のできなかつた日が、令和2年2月27日～同年9月30日までの期間については令和2年3月18日～12月28日まで（消印有効） ・仕事のできなかつた日が令和2年10月1日から同年12月31日までの期間については令和2年10月1日から令和3年3月31日まで（私書箱に必着） ・仕事のできなかつた日が令和3年1月1日から同年3月31日までの期間については、令和3年1月1日から同年6月30日まで（私書箱に必着）	学校等休業助成金・支援金コールセンター（厚生労働省） TEL:0120-60-3999

名称	対象	説明	問合せ先
浜松市3密対策事業者支援事業費補助金	中小企業の方に	「新しい生活様式」の実践例に対応し、継続的に感染対策に資する事業を実施した、中小企業者に対して事業費の一部を支援します。 ・補助対象経費の1/2（最大30万円まで） ・補助対象期間 令和2年1月6日～令和2年12月31日 ・申請期限 令和3年1月31日まで	浜松市3密対策補助金事務局 TEL:0120-368-567（フリーダイヤル） TEL:053-452-4922（直通番号）
安全・安心認証制度（新型コロナウイルス感染症対策推進）	浜松市内で飲食店を営む方に	市民の皆様が安心して飲食店を利用できるよう、3密対策に取り組む飲食店を認証します。	浜松市産業部観光・シティプロモーション課 TEL:0120-368-567
新しい生活様式支援天竜材活用事業	非住宅建築物を所有する事業者	1. 木材の8割以上FSC認証材を使用した木製什器の購入費または2. FSC認証材の購入費（木材の8割以上FSC認証材を使用した木製什器を自ら作製かつ設置した場合）の補助金を支給します。 補助率 対象経費の2/3 上限：500千円 ※千円未満切り捨て 浜松市3密対策事業者支援事業費補助金（観光・シティプロモーション課所管事業）と本補助金との重複申請はできません。 申請期間：令和2年6月18日（木曜日）～令和3年3月19日（金曜日）	浜松市産業部林業振興課 TEL：053-457-2159
農林漁業者のための経営継続補助金	農林漁業者の方に	農林漁業を営む個人または法人（常時従業員20人以下）に補助します。 ①経営の継続に関する取組に要する経費 ・補助率 3/4 上限額100万円（個人の場合） ②感染拡大防止の取組に要する経費 ・定額 上限50万円（個人の場合） ※支援機関の支援を受けることなど、複数の要件あり。詳細は国のホームページでご確認ください。 ※2次募集 受付期間：令和2年10月19日～11月19日 2次受付締切：令和2年11月19日（締	一般社団法人全国農業会議所 経営継続補助金事務局 TEL：03-6447-1253
文化芸術活動の継続支援事業	文化芸術活動を行う個人または小規模団体の方に	「文化芸術活動の継続支援事業」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体等に対し、感染対策を行いつつ、直面する課題を克服し、活動の再開・継続に向けた積極的取組等に必要経費を支援し、文化芸術の振興を図ることを目的としています。 （事業実施期間） 令和2年2月26日～令和3年2月28日まで 新規募集の申請受付は終了しました。	独立行政法人日本芸術文化振興会 TEL:0120-234-156（新規募集の問合せ） TEL:0120-620-147（その他の問合せ）

名称	対象	説明	問合せ先
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業	医療従事者や職員に	<p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県等から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金を給付します。（他の慰労金を含め1人につき1回に限ります）</p> <p>※申請方法は、以下の2通りがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等→県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」）→県医療機関等から国保連合会へ申請 ・退職した医療従事者等（退職した医療従事者等で、以前勤務していた医療機関等から申請ができない方等）→県退職した医療従事者等から県へ申請 <p>申請期間：令和2年7月28日～令和3年2月26日（最終受付締切） 国保連合会の申請受付期間は8月以降は毎月15日から月末まで（県受付は随時）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業コールセンター TEL：054-221-3761</p>
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	医療機関、薬局、訪問看護ステーション、助産所に	<p>院内等での感染拡大を防ぐための取組（新型コロナウイルス感染症の疑い患者とその他の患者が混在しない動線確保など）を行う、医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所に対して感染拡大防止対策等の支援を行うため、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業を実施します。</p>	<p>支援金コールセンター（静岡県健康福祉部医療局疾病対策課） TEL：054-221-3393</p>
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	介護事業者の方に	<p>介護サービスが新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うという特徴を踏まえて、最大限の感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた介護従事者等の皆さんに慰労金を給付するとともに、介護サービス事業所・施設等が、今後の感染拡大に備え感染症対策を徹底しながらサービスを提供する取組等を支援します。</p> <p>対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日までの間に講じた（講じる）感染拡大防止対策 申請期限：令和3年2月26日21：00まで</p>	<p>静岡県福祉指導課 TEL：054-221-2531</p>
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）	障害福祉サービス等の継続に努めていただいた事業所等の支援員や職員へ	<p>新型コロナウイルス対応として、最大限の感染症対策を行いつつ必要なサービスを提供する体制を構築するための衛生物品等の確保や備品整備等に対する支援を行います。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大時においても、障害福祉サービス等の継続に努めていただいた事業所等の支援員や職員に対し慰労金を支給しま</p>	<p>慰労金・支援金コールセンター（静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課） TEL：054-255-5980</p>
福祉貸付事業・医療貸付事業	福祉関係施設・医療関係施設等の事業者の方に	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、無担保・無利子で新型コロナウイルス対応支援資金の融資を行います。</p>	<p>独立行政法人 福祉医療機構 （1）福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL:0120-343-862 （2）医療貸付専用ご相談フリーダイヤル TEL:0120-343-863</p>

名称	対象	説明	問合せ先
働き方改革推進支援助成金	テレワークを導入する事業者の方に	テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。 ・助成率 3/4 (1人あたりの上限額：40万円、1企業あたりの上限額：300万円 ※成果目標達成の場合) ※令和2年度の新規の申請の受付については終了しています。	テレワーク相談センター (厚生労働省) TEL:0570-550348
中小企業生産性革命推進事業	生産性向上や制度変更をしたい方に	生産性向上や制度変更への対応に取り組む中小企業者が利用できる補助金で、以下の3つがあります。 《ものづくり補助金》中小企業などが行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資などを支援します。 《小規模事業者持続化補助金》小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組などを支援します。 《IT導入補助金》中小企業などが行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得などの付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。	中小企業基盤整備機構企画部生産性革命推進事業室 TEL:03-6459-0866
はままつ安全・安心な飲食店認証制度	飲食業を営む方へ	感染症予防対策に係る基準を満たしたと認証された事業者は、認証に係る対象施設において認証マークを利用するとともに、その広告物等において「はままつ安全・安心飲食店認証施設」の名称を使用することができます。 ※対象：飲食業 (一部申請対象外の場合があります。)	浜松市新型コロナコールセンター TEL:0120-368-567
日本政策金融公庫の融資	資金繰りのため融資を受けたい方に	一時的に業況悪化をきしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります	日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505
商工中金の融資	金繰りのため融資を受けたい方に	資金繰りに支障をきたしている方を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金 TEL:0120-542-711
法人市民税、事業所税、市たばこ税・入湯税・鉱産税の申告・納付期限の個別延長	税金の申告・納付が困難な方に	本来の期限までに申告することが困難な場合、事業所税の申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	浜松市財務部市民税課 TEL:053-457-2152 (法人市民税、事業所税) TEL:053-457-2144 (市たばこ税、入湯税、鉱産税)
市税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な方へ	新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。	浜松市財務部収納対策課 TEL:053-457-2251
新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する県税における徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当に減少があった方	新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。	所管の県財務事務所
国税の申告・納付期限の延長	税金の申告・納付が困難な方に	法人税や消費税などを期限内に申告することが困難な方は、申告・納付期限の延長が認められる場合があります。	各税務署
厚生年金保険料などの納付猶予	社会保険料の支払いが困難な方に	厚生年金保険料などの納付が困難な場合は、猶予を受けられることがあります。	各年金事務所

名称	対象	説明	問合せ先
電気・ガス料金の支払い猶予	公共料金などの支払いが困難な方に	電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者
通信料金の支払い猶予	公共料金などの支払いが困難な方に	通信料金の支払いに困難な事情がある方は、支払いの猶予を受けられることがあります。	各事業者

◆相談先一覧	
中小企業者向け新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内	浜松商工会議所 TEL：053-452-1115
	浜名商工会 TEL：053-592-3111
	浜北商工会 TEL：053-586-2171
	天竜商工会 TEL：053-925-5151
	奥浜名湖商工会 TEL：053-527-2600
	静岡県信用保証協会浜松支店 TEL：053-458-1212
	静岡県中小企業団体中央会 西部事務所 TEL：053-453-2195
	株式会社日本政策金融公庫 浜松支店 TEL：053-454-2342（国民生活事業）／053-453-1611（中小企業事業）
	日本貿易振興機構浜松貿易情報センター（ジェトロ浜松） TEL：053-450-1021
	静岡県行政書士会 TEL：053-254-3003

※12月25日時点の内容です。最新の情報や制度の詳細は各団体のウェブサイトか本表の問合せ先でご確認ください。